

官報

号外 昭和四十九年五月十五日

第七十二回 参議院會議録第二十一号

昭和四十九年五月十五日(水曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第二十一号

昭和四十九年五月十五日

午前十時開議

- 第一 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 結核予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 二、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)
- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号

鉄動力車労働組合関係(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

省略要求事件

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本国有林労働組合関係「月給制」)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本国有林労働組合関係「日給制」)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全林野労働組合関係「月給制」)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全林野労働組合関係「日給制」)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(衆議院送付)(委員会審査省略要求事件)

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君)

これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

同 (国鉄労働組合関係)

同 (国鉄動力車労働組合関係)

同 (全国鉄施設労働組合関係)

同 (全国鉄動力車労働組合連合会関係)

同 (日本電信電話労働組合関係)

同 (全国電気通信労働組合関係)

同 (全専売労働組合関係)

同 (全通信労働組合関係)

同 (日本国有林労働組合関係「月給制」)

同 (日本国有林労働組合関係「日給制」)

同 (全林野労働組合関係「月給制」)

同 (全林野労働組合関係「日給制」)

同 (全印刷局労働組合関係)

(いずれも衆議院送付)

以上十五件は、提出者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、提出者の趣旨説明を求めます。長谷川労働大臣。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和四十九年五月九日

主幹 河野 謙三

(衆議院労働部)

主幹 河野 謙三

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

五八七

3 生計費の動向については、委員会は、総理府統計局の全国消費者物価指数によると、昭和48

年度平均の上昇率では16.1%、本年3月の対前年同月上昇率では24.0%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

4 国家公務員の給与との均衡については、委員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の給与水準について、利用可能な資料により種々の角度から比較検討したが、両者の関連において、当面特に措置を要するものはないと判断した。

5 民間資金との関係については、今次資金引上げ前の水準を昭和48年資金構造基本統計調査などに基づいて検討したが、公共企業体等の職員の資金水準は、民間産業のそれと格別の差はななく、委員会としては、民間資金水準との関連において、特に考慮を要する必要を認めなかった。

6 民間産業における今季の貸金引上げ状況については、調停作業の段階では、貸金引上げ額が確定している企業は少なかったが、調停委員長は、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案（28,500円、対前年13,800円増）を含め民間貸金の動向を推察して調停委員長見解を提示した。

7 委員会は、その後最近までに入手した各種の資料を総合的に検討した結果、民間の資金上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程度上回る状況であると認めた。

8 委員会としては、前記の物価、民間資金などほか企業経営の状況についても検討を行つた。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、企業経営の実態も考慮さるべき要素ではあるが、基本的には、民間資金のすう勢を重視して決定することが妥当であると判断した。

9 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も

反対していないので、主文のとおりとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望するものである。

0 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

1 臨時雇用員の賃金の問題については、特に主文では触れなかったが、労使間の協議によって処理することを期待する。

昭和49年5月9日

公共企業体等労働委員会
鉄労49年新賃金仲裁委員会

委員長
委員

光郎
實雄
美治
運治

村西
金子
原田

市原昌三郎

事由

昭和四十九年二月十九日鉄道労働組合（以下「組合」という。）は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月六日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により、更に同年四月十三日同委員会は、同年五月九日仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月九日仲裁裁定（第三百九十六号）を行った。

よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄労働組合関係）
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十九年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和49年5月9日

仲裁裁定第 402 号
(国鉄労働組合関係)

書
定
裁
裁
件

公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第402号

関係当事者

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
日本国有鉄道

総 裁 藤井松太郎
東京都千代田区丸の内1丁目1番4号

因鉄労働組合

中央執行委員長 村上 義光
昭和49年4月8日日本国有鉄道から調停申請

あり、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和44年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のよう
おり裁定する。

††

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職

員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和49年4月1日以降、1人当り同日現在における上記職員の基準内賃金の17.9%相当額に8,300円を加えた額27,005円の原資をもつて引き上げること。

理由

1 今後の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が1人当り36,638円の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を15,996円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月13日に調停委員長見解として「17.9%+8,300円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、停調は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経営状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会は、総理府統計局の全国消費者物価指数によると、昭和48年度平均の上昇率では16.1%、本年3月の対前年同月上昇率では24.0%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

4 国家公務員の給与との均衡については、委員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の給与水準について、利用可能な資料により種々の角度から比較検討したが、両者の関連において、当面特に措置を要するものはないと判断した。

5 民間賃金との関係については、今次賃金引上げ前の水準を昭和48年賃金構造基本統計調査などに基づいて検討したが、公共企業体等の職員の賃金水準は、民間産業のそれと格別の差はなく、委員会としては、民間賃金水準との関連において、特に考慮を払う必要を認めなかった。

6 民間産業における今年の賃金引上げ状況につ

いては、調停作業の段階では、賃金引上げ額が確定している企業は少なかつたが、調停委員長は、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案（28,500円、対前年13,800円増）を含め民間賃金の動向を推察して調停委員長見解を提示した。

7 委員会は、その後最近までに入手した各種の資料を総合的に検討した結果、民間の賃金引上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程度上回る状況にあると認めた。

8 委員会としては、前記の物価、民間賃金などのはか企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、企業経営の実態も考慮するべき要素ではあるが、基本的には、民間賃金のうす勢を重視して決定することが妥当であると判断した。

9 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していなかった。主文のとおりとした。

本裁定による賃金引上げの程度がわかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望するものである。

10 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

11 臨時雇用員の賃金の問題については、特に主文では触れなかつたが、労使間の協議によつて処理することを期待する。

昭和49年5月9日
公共企業体等労働委員会
国労49年新賃金仲裁委員会

委員長 堀村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

事 由

一 昭和四十九年二月二十一日国鉄労働組合は、昭和四十九年四月一日以後の賃金引上げに關する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月八日当局の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月九日仲裁裁定（第四四二四）を行った。

二 右裁定を実施することは、既述のとおり、予算上不可能であると認められる。

よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に規定するものとする。

昭和四十九年五月十四日
委員長 堀村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄労働組合関係）を十四日

昭和49年5月9日
仲裁裁定第408号
（国鉄動力車労働組合関係）
申 裁 裁 定 書
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第408号
裁定 定

関係当事者
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
日本国有鉄道
総 裁 藤井 松太郎
東京都品川区西五反田3丁目2番18号
国鉄動力車労働組合
中央執行委員長 富田 一朗

昭和49年4月8日日本国有鉄道から調停申請があり、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和49年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和49年4月1日以降、1人当り同日現在における上記職員の基準内賃金の17.9%相当額に8,300円を加えた額27,005円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今後の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が1人当り40,000円の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を15,996円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月13日に調停委員長見解として「17.9%+8,300円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

(3) 生計費の動向については、委員会は、総務統計局の全国消費物价指数によると、昭和48年度平均の上昇率では16.1%、本年3加えた。

げ前の水準を昭和48年賃金構造基本統計調査な
どに基づいて検討したが、公共企業体等の職員

9 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文のとおり裁定し

た。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していないので、本文のとおりとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望するものである。

10 本文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

昭和48年5月9日

公共企業体等労働委員会
電労組49年新賃金仲裁委員会

委員長 幸村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

事 由

一 昭和四十九年二月八日日本電信電話労働組合(以下「組合」といふ)は、昭和四十九年四月一日以前に組合員として在職する職員の日本電信電話公社に対して提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月六日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年五月九日仲裁裁定(第三百九十七号)を行った。

二 本裁定を実施するに当たって、組合は、組合員が、本裁定に不服を訴ふることを認めらるる。

よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法

第十六条第一項に規定するものとなる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の職定に基いて、国等の承認を受けるもの(全国電気通信労働組合)は、昭和四十九年四月六日、同委員会に提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月六日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年五月九日仲裁裁定(第三百九十七号)を行った。

委員長 幸村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

公共企業体等労働委員会
電労組49年新賃金仲裁委員会

委員長 幸村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

仲裁裁定第410号
仲裁裁定第410号
(全国電気通信労働組合関係)

仲裁裁定第410号
仲裁裁定第410号
(全国電気通信労働組合関係)

関係当事者
東京千代田区内幸町1丁目1番6号
日本電信電話公社

東京千代田区有田河合3丁目6番地
全国電気通信労働組合
中央執行委員長 酒井 喜芳
昭和49年4月9日日本電信電話公社から調停申請があり、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和49年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」といふ)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

1 日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和49年4月1日以降、1人当たり同現在における上記職員の基準内賃金の17.9%相当額に8,800円を加えた額23,520円の原資をもつて引き上げること。

2 標準労働者の賃金に関する問題については、引き続き労使において検討すること。

理 由

1 (1) 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が年令、経験階層別の賃金水準の確定と35,000円以上の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を定期昇給を含め1人平均16,756円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月13日に調停委員長見解として「17.9%+8,800円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

(2) 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経営状況などについても検討を加えた。

(3) 生計費の動向については、委員会は、総理府統計局の全国消費者物価指数によると、昭和48年度平均の上昇率では16.1%、本年3月の対前年同月上昇率では24.0%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

(4) 国家公務員の給与との均衡については、委員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の給与水準について、利用可能な資料により種々の角度から比較検討したが、両者の関連

において、当面特に措置を要するものはないと判断した。

(5) 民間賃金との関係については、今次賃金引上げ前の水準を昭和48年賃金構造基本統計調査などに基づいて検討したが、公共企業体等の職員の賃金水準は、民間産業のそれと格別の差はなく、委員会としては、民間賃金水準との関連において、特に考慮を払う必要を認めなかった。

(6) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、調停作業の段階では、賃金引上げ額が確定している企業は少なかったが、調停委員会は、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案(28,500円、対前年13,800円増)を含め民間賃金の動向を推察して調停委員長見解を提示した。

(7) 委員会は、その後最近までに入手した各種の資料を総合的に検討した結果、民間の賃金引上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程度上回る状況であると認めた。

(8) 委員会としては、前記の物価、民間賃金などのほか企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、企業経営の実態も考慮するべき要素ではあるが、基本的には、民間賃金のうすうすを重視して決定することが妥当であると判断した。

(9) 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、本文第1項のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していないので、本文第1項のとおりとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に對

しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望するものである。

40 主文第1項の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

2 標準労働者の賃金に関する問題については、昨年末及び今次賃金紛争における団体交渉の結果にかんがみ、引き続き労使において検討することを適当と考え、主文第2項のとおりとした。

昭和49年5月9日

公共企業体等労働委員会
全電通49年新賃金仲裁委員会

委員長 幸村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

申 由

一 昭和四十九年三月二日全国電気通信労働組合は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本電信電話公社(以下「公社」という。)に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月九日公社の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が同年五月九日仲裁裁定(第四百十号)を行った。二 右裁定第一項を実施することは、現状と見比べると、予算上不可能であると認められる。三 ついて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

定し、国等の承認を求めるに付(全電通労働組合関係)

右の本協会の申し出を承認することを議決した。よつて国等法務省第三十三号により決定する。昭和四十九年五月十四日

参議院議員 原田 三郎
参議院議員 堀江 三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国等の承認を求めるに付(全電通労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の決議決定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国等の承認を求める。

昭和49年5月9日

仲裁裁定第411号
(全電通労働組合関係)

申 裁 裁 定 書

仲裁裁定第411号
公共企業体等労働委員会

裁 定

関係当事者
東京都港区赤坂東町2番地の1
日本専売公社
裁 裁 木村 秀弘

東京都港区芝5丁目26番30号
全電通労働組合
中央執行委員長 佐藤 惟恭

昭和49年4月9日日本専売公社から調停申請があり、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和49年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主

文

1 日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和49年公共企業体等労働委員会告示第

1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和49年4月1日以降、1人当たり同日現在における上記職員の基準内賃金の17.9%相当額に8,300円を加えた額25,001円の原資をもつて引き上げることを。

2 上記原資の配分については、採用給の問題も含め、速やかに労使間の協議によつて決定すること。

3 専売公社と雇用関係にあるすべての労働者の最低賃金の問題については、労使間において協議すること。

理

1 (1) 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が1人当たり40,000円の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を15,267円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月13日に調停委員長見解として「7.9%+8,300円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

(2) 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業体の経営状況などについても検討を加えた。

(3) 生計費の動向については、委員会は、総理府統計局の全国消費者物価指数によると、昭和48年度平均の上昇率では16.1%、本年3月の対前年同月上昇率では24.0%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

(4) 国家公務員の給与との均衡については、委員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の給与水準について、利用可能な資料により種々の角度から比較検討したが、両者の関連

において、当面特に措置を要するものはないと判断した。

(5) 民間賃金との関係については、今次賃金引上げ前の水準を昭和48年賃金構造基本統計調査などに基づいて検討したが、公共企業体等の職員の賃金水準は、民間産業のそれと格別の差はなく、委員会としては、民間賃金水準との関連において、特に考慮を払う必要を認めなかった。

(6) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、調停作業の段階では、賃金引上げ額が確定している企業は少なかったが、調停委員長は、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案(28,500円、対前年13,800円増)を含め民間賃金の動向を推察して調停委員長見解を提示した。

(7) 委員会は、その後最近までに入手した各種の資料を総合的に検討した結果、民間の賃金引上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程度上回る状況であると認めた。

(8) 委員会としては、前記の物価、民間賃金などのはか企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、企業経営の実態も考慮さるべき要素ではあるが、基本的には、民間賃金のそうした動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

(9) 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文第1項のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していないので、主文第1項のとおりとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に付

しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要するものである。
2 主文第1項の原資の配分については、採用給の問題も含め、労使間の協議によつて決定する従来の慣行もあり、主文第2項のとおりとした。
なお、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

3 専売公社と雇用関係にあるすべての労働者の最低賃金の問題については、労使とも引き続き協議することと反対はしていないので、主文第3項のとおりとした。
昭和49年5月9日

公共企業体等労働委員会
全専売49年新賃金仲裁委員会

委員長 峯村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

事 由

一 昭和四十九年三月二十五日全専売労働組合は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本専売公社(以下「公社」という)に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月九日公社の申請により、公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、回委員会は、同年五月九日仲裁裁定(第四百一十一号)を行った。
二 右裁定第一項を実施することは、現状はそうつぱ、予算上不可能であると認められる。
よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日

本専売労働組合関係)
右は本専売労働組合の代表者による議決した。よつて国会法第八十三条による交付する。
昭和四十七年五月十四日
衆議院議長 原 眞 三
参議院議長 原 眞 三

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)
公共企業体等労働委員会が原裁定をいひつゝ、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和49年5月9日
仲裁裁定第398号

(全日本郵政労働組合関係)
仲裁 裁 定 書
公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第398号

関係当事者
東京港区南青山2丁目27番23号
全日本郵政労働組合
中央執行委員長 福井 秀政
東京千代田区霞が関1丁目3番2号
郵政大臣 原田 憲

昭和49年4月6日全日本郵政労働組合から調停申請があり、同年4月18日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和49年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和49年4月1日以降、1人当り同日現在における上記職員の

基準内賃金の17.9%相当額に8,800円を加えた額24,280円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が1人当り26,800円の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を定期昇給を含め17,800円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月13日に調停委員長見解として「17.9%+8,800円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業の経営状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会、総理府統計局の全国消費者物価指数によると、昭和48年度平均の上昇率では16.1%、本年3月の対前年同月上昇率では24.0%と異常な上昇を示したことと特に注目した。

4 国家公務員の給与との均衡については、委員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の給与水準について、利用可能な資料により種々の角度から比較検討したが、両者の関連において、当面特措置を要するものはないと判断した。

5 民間賃金との関係については、今次賃金引上げ前の水準を昭和48年賃金構造基本統計調査などに基つて検討したが、公共企業体等の職員の賃金水準は、民間産業のそれと格別の差はなく、委員会としては、民間賃金水準との関連において、特に考慮を払ふ必要を認めなかつた。

6 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、調停作業の段階では、賃金引上げ額が確定している企業は少なかつたが、調停委員長

は、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案(28,500円、対前年13,800円増)を含め民間賃金の動向を推察して調停委員長見解を提示した。

7 委員会は、その後最近までに入手した各種の資料を総合的に検討した結果、民間の賃金引上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程度上回る状況であると認めた。

8 委員会としては、前記の物価、民間賃金などのほか企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、企業経営の実態も考慮するべき要素ではあるが、基本的には、民間賃金のそうした重視して決定することが妥当であると判断した。

9 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文のとおり裁定した。新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していないので、主文のとおりとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望するものである。

昭和49年5月9日

公共企業体等労働委員会
全郵政49年新賃金仲裁委員会

委員長 峯村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

事 由

一 昭和四十九年二月八日全日本郵政労働組合(以下「組合」という。)は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月六日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月九日仲裁裁定第三百九十八号を行った。

二 右裁定を実施することは、現状においては、予算上不可能であると認められる。

よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月十四日
衆議院議長 長瀬 喜三郎
参議院議長 長瀬 喜三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定に基づき、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和49年5月9日
仲裁裁定第401号
(全通信労働組合関係)
申 裁 裁 定 書
公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第401号 裁 定
関係当事者

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

郵政大臣 原田 憲
東京都文京区後楽1丁目2番7号
全通信労働組合

中央執行委員長 石井 平治

昭和49年4月8日郵政大臣から調停申請があり、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和49年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和49年4月1日以降、1人当たり同日前現在における上記職員の基準内賃金の17.9%相当額に8,300円を加えた額24,285円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が1人当たり40,000円の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を定期昇給を含め17,300円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月13日に調停委員長見解として「17.9%+8,300円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業の経営状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会は、総理府統計局の全国消費者物価指数によると、昭和48年度平均の上昇率では16.1%、本年8月の対前

年同月上昇率では24.0%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

4 国家公務員の給与との均衡については、委員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の給与水準について、利用可能な資料により種々の角度から比較検討したが、両者の関連において、当面特に措置を要するものはないと判断した。

5 民間賃金との関係については、今次賃金引上げ前の水準を昭和48年賃金構造基本統計調査などに基つて検討したが、公共企業体等の職員の賃金水準は、民間産業のそれと格別の差はなく、委員会としては、民間賃金水準との関連において、特に考慮を払う必要は認めなかった。

6 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、調停作業の段階では、賃金引上げ額が確定している企業は少なかったが、調停委員長は、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案(28,500円、対前年13,800円増)を含め民間賃金の動向を推察して調停委員長見解を提示した。

7 委員会は、その後最近までに入手した各種の資料を総合的に検討した結果、民間の賃金引上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程度上回る状況にあると認めた。

8 委員会としては、前記の物価、民間賃金などは、企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、企業経営の実態も考慮するべき要素ではあるが、基本的には、民間賃金のそうした重視して決定することが妥当であると判断した。

9 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していないので、主文のとおりとした。

幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望するものである。

10 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

昭和49年5月9日

公共企業体等労働委員会
全通49年新賃金仲裁委員会

委員長 岸村 光郎
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 通治
委員 市原昌三郎

事 由

一 昭和四十九年二月二十日全通信労働組合は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月八日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年五月九日仲裁裁定(第四百一十号)を行った。

二 右裁定を実施することは、現状においては、予算上不可能であると認められる。

よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本国有林労働組合関係[月給制])

昭和四十九年五月十四日

衆議院議員 榎園繁三郎
参議院議員 原田 善三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の
規定に基づき、国会の承認を求めるの件
(日本国有林労働組合関係「日給制」)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の
規定に基づき、国会の承認を求めるの件
(公共企業体等労働関係法第十六条第二項の
規定に基づき、国会の承認を求めるの件)

昭和四十九年五月九日
仲裁裁定第399号

(日本国有林労働組合関係)

仲裁 裁定 書

仲裁裁定第399号
公共企業体等労働委員会

裁定 定

関係当事者

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
日本国有林労働組合

中央執行委員長 熊井 一夫
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁長官 福田 省一

昭和四十九年4月6日日本国有林労働組合から調停
申請があり、同年4月13日、公共企業体等労働委
員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の
昭和四十九年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員
会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、
次のとおり裁定する。

主 文

1 林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職
員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第
1号に掲げる者を除く。)のうち、月給前職員の基
準内賃金を、昭和四十九年4月1日以降、1人当り同
日現在における上記職員の基準内賃金の17.9%
相当額に8,300円を加えた額25,764円(原資をも
つて引き上げること。

2 上記原資の配分については、初任給の問題も
含め、速やかに労使間の協議によって決定する
こと。

理 由

1(1) 今次の賃金紛争における労使間の主な対立
点は、組合が賃金格差是正分を含め1人当り
85,000円の賃金引上げを要求したのに対し
て、当局が賃金引上げ額を定期昇給を含め
13,381円とする旨の回答をしたことにある。
本紛争については、調停段階において、4月
13日に調停委員長見解として「17.9%+8,300
円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停
委員の同意が得られず、調停は不調となり、
同日、公共企業体等労働委員会の決議によつ
て、紛争の処理が仲裁に移された。

(2) 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決
定する際考慮すべき重要な条件である生計費
の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況
について、労使の主張を含め検討を行うことも
に、企業経営状況などについても検討を加
えた。

(3) 生計費の動向については、委員会は、総理
府統計局の全国消費者物価指数によると、昭
和四十八年度平均の上昇率では16.1%、本年3月
の対前年同月上昇率では24.0%と異常な上昇
を示したことに特に注目した。

(4) 国家公務員の給与との均衡については、委
員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の
給与水準について、利用可能な資料により
種々の角度から比較検討したが、両者の関連
において、当面特に措置を要するものはない
と判断した。

(5) 民間賃金との関係については、今次賃金引
上げ前の水準を昭和四十八年賃金構造基本統計調
査などに基づいて検討したが、公共企業体等
の職員の賃金水準は、民間産業のそれと格別
の差はなく、委員会としては、民間賃金水準
との関連において、特に考慮を払う必要を認
めた。

めなかつた。

(6) 民間産業における今年の賃金引上げ状況に
ついては、調停作業の段階では、賃金引上げ
額が確定している企業は少なかったが、調停
委員長は、調停作業中に中央労働委員会から
提示された私鉄に対するあつせん案(28,500
円、対前年13,800円増)を含め民間賃金の動
向を推察して調停委員長見解を提示した。

(7) 委員会は、その後最近までに入手した各種
の資料を総合的に検討した結果、民間の賃金
引上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程
度上回る状況にあると認めた。

(8) 委員会としては、前記の物価、民間賃金な
どのほか企業経営の状況についても検討を行
った。しかし、公共企業体等の職員の賃金に
ついては、企業経営の実態も考慮するべき要
素ではあるが、基本的には、民間賃金のよう
な勢いを重視して決定することが妥当であると判
断した。

(9) 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調
停段階の経緯を考慮して、主文第1項のとお
り裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1
日以降実施を求める組合の主張に対して、当
局も反対していないので、主文第1項のとお
りとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出につ
いては、本年の賃金引上げの程度がかつてな
く大幅であることもあり、関係政府機関の格
別の配慮を期待するとともに、労使双方に対
しては、生産性の向上、経費の節減などに
ついて特段の努力を要望するものである。

2 主文第1項の原資の配分については、初任給
の問題も含め、労使間の協議によつて決定する
従来の慣行もあり、主文第2項のとおりとす
なわ、配分の協議は労使において早期に完了
し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、
特に要望する。

3 年令別最低保障給制度の問題については、労
使の検討がいまもつて十分なされていないと認
められないので、特に主文では触れなかつた
が、さらに労使で検討することを期待する。

昭和四十九年五月九日

公共企業体等労働委員会
日林労働新賃金仲裁委員会

委員長 榎村 光昭
委員 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 連治
委員 市原昌三郎

事 由

1 昭和四十九年二月八日及び同年三月九日日本
国有林労働組合(以下「組合」という。)は、昭和
四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要
求を林野庁に提出し、団体交渉を重ねたが、
解決が困難な事態となり、昭和四十九年四
月六日組合の申請により公共企業体等労働委員
会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委
員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会
は、同年五月九日に仲裁裁定(第三九十九号)
を行った。

2 仲裁裁定第一項を実施するに当たっては、現状とを
見れば、事実上不可能であると認められる。
よって、本裁定は、公共企業体等労働関係法
第十六条第一項に違反するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本
国有林労働組合関係「日給制」)
右は本裁定に基づき承認することを議決した。
よって国会法第八十三条による交付する。
昭和四十九年五月十四日

衆議院議員 榎園繁三郎
参議院議員 原田 善三郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件
(日本国有林労働組合関係「日給制」)
公共企業体等労働委員会 の別紙裁定について、
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和49年5月9日
仲裁裁定第400号
(日本国有林労働組合関係)

書
定
裁
裁
件

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第 400 号 裁定

關係當事者

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

日本国有林労働組合

中央執行委員長 熊井一夫

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁長官 福田 省一

昭和48年4月6日日本国有林労働組合から調停申請があり、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和48年1日給制新賃金に関する紛争につき、当付裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主文

林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員のうち日給制職員（常用作業員及び定期作業員。以下同じ）の基準内賃金を、昭和49年4月1日以後、1人当日日額1,220円の原資をもつて引き上
げること。

1 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が1人当り日額2,300円の賃金引上げ額を要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を722円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月

13日に調停委員長見解として「日額1,220円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、日給制職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や民間賃金、月給制職員の賃金について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業の経営状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会が、総理府統計局の全国消費者物価指数及び日給制職員の生活と関係の深い農林省統計情報部の農村物価指数の生活資材価格指数について検討を行った。昭和48年度平均の上昇率では、前者は16.1%、後者は18.8%(速報値により算出)、本年3月の対前年同月上昇率では、前者は24.0%、後者は24.2%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

4 日給制職員の賃金引上げの基準である月給制職員の賃金引上げ額を決定する重要な要素となる民間産業における今季の賃金引上げ状況については、調停作業の段階では、賃金引上げ額が確定している企業は少なかったが、月給制職員については、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案(28,500円、対前年13,800円増)を含め民間賃金の動向を推察して調停委員長見解が提示された。

その後最近までの各種の資料を総合的に検討すると民間の賃金引上げ額は前年を13,000円なないし14,000円程度上回る状況にあると認められた。こうした民間賃金のすう勢を重視して、月給制職員の賃金については、1人当たり平均25,764円の原資をもつて基準内賃金を引き上げることとを内容とする仲裁裁定が示された。

5 日給制職員と月給制職員との賃金格差の問題
 については、組合は、日給制職員には低賃金の者が多く、月給制職員との格差が大きいことを指

摘し、この格差を解消する必要があると主張した。これに対して当局は、格差縮小については、国有林野事業の経営の改善、合理化を進めるなかで、従来の冠樟及び組合の主張を考慮して、許される範囲内で、できる限り努力したいとの意向を示した。

委員会としては、以上の労使の主張及び月給制職員の賃金引上げ額が大幅であることとの均衡を考慮し、月給制職員の賃金引上げ額を基礎として算定された額に加算する特別措置の額を昨年よりさらに増額して、月給制職員との賃金格差の縮小を一層進めることが妥当であると認めた。

なお、日給制職員と月給制職員との賃金水準の比較については、両者の総額内容、賃金体系に差異があり、むづかしい面はあるうが、労使がこの問題について今後具体的に検討を進めることを期待する。

委員会は以上の諸点を劇案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文のとおり裁定した。

新賞金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していないので、主文のとおりとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大々的であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の

努力を要望するものである。

7 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

8 年令別最低保障給制度の問題については、労働使の検討がいまもつて十分なされているとは認められないので、特に主文では触れなかつたが、さらに労働使で検討することを期待する。

昭和49年5月9日

公共企業体等労働委員会
日林芳雄 新賃金仲裁委員会
委員長 光郎
委員 荻村 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎

事由

一 昭和四十九年二月八日及び同年三月九日日本国有林労働組合(以下「組合」という。)は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に對し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月六日組合の申請により公共企業体等労働委員會の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員會の決議により仲裁手続に移行し、同委員會は、同年五月九日に仲裁裁定(第四百号)を行つた。

二 右裁定を実施することは、現状においては、予算上不可能であると認められる。

よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件（全林野労働組合関係「月給制」）

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月十四日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件
(全林野労働組合関係、月給制)
公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、

支

のとおり裁定する。

林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員のうち日給制職員（常用作業員及び定期作業員。以下同じ。）の基準内賃金を、昭和49年4月1日以降、1人当日月額1,220円の原因をもつて引き上げること。

五五

1 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点としては、組合が1人当り月額2,600円の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を722円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月18日に調停委員長見解として「日額1,220円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によって、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会では、日給制職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や民間賃金、月給制職員の賃金について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業の経営状況などについても検討を加えた。

3 生計費の動向については、委員会は、総理府統計局の全国消費者物価指数及び日給制職員の生活と関係の深い、農林省統計情報部の農村物価指数の生活資材価格指数について検討を行つた。昭和48年度平均の上昇率では、前者は16.6%、後者は18.8%(速報値により算出)、本年3月の対前年同月上昇率では、前者は24.0%、後者は24.2%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

4 日給制職員の賃金引上げの基準である月給制職員の賃金引上げ額を決定する重要な要素となる民間産業における今季の賃金引上げ状況については、調停作業の段階では、賃金引上げ額が確定している企業は少なかつたが、月給制職員について、調停作業中に中央労働委員会から

対前年13,800円増)を含め民間資金の動向を推察して調停委員長見解が提示された。

その後最近までの各種の資料を総合的に検討すると民間の貸金引上げ額は前年を13,000円なないし14,000円程度上回る状況にあると認められた。こうした民間貸金のすう勢を重視して、月給制職員の賃金については、1人当たり平均25,784円の原資をもつて基準内賃金を引き上げけることを内容とする仲裁裁定が示された。

日給制職員と月給制職員との賃金格差の問題については、組合は、格差が縮小しない原因は、定期昇給制度の有無にあるとして、格差縮小の特別措置は、月給制職員の定期昇給相当分を最低とし、これに上積みした額をもつて、この際大幅な格差縮小を行うべきであると主張した。これに対して当局は、定期昇給の要素を格差縮小措置のなかに導入することには反対しながらも、格差縮小については、国有林野事業の経営の改善、合理化を進めるなかで、従来の福利及び組合の主張を考慮して、許される範囲内で、できる限り努力したいとの意向を示した。

委員会としては、以上の労使の主張及び月給制職員の賃金引上げ額が大幅であることとの均衡を考慮し、月給制職員の賃金引上げ額を基礎として算定された額に加算する特別措置の額を昨年よりさらに増額して、月給制職員との賃金格差の縮小を一層進めることが妥当であると認めた。

なお、日給制職員と月給制職員との賃金水準の比較については、両者の職務内容、賃金体系に差異があり、むづかしい面はあるが、労働使がこの問題について今後具体的に検討を進めることを期待する。

本裁定による賃金引上げが原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要望するものである。

主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

公共企業体等労働委員会

全林野49年日給制新賃金仲裁委員會

委員長	峯村 光郎
委員	中西 實
委員	金子 美雄
委員	原田 運治
委員	市原昌三郎

事
由

昭和四十九年二月二十五日全林野労働組合（以下「組合」という。）は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月八日林野庁の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月九日仲裁裁定（第四百六号）を行った。

一 右裁定を実施することは、現状においては、予算上不可能であると認められる。

よつて、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項規定に基づき、国会の承認を求めるもの（全印刷局労働組合関係）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の承認を求める。

昭和49年5月9日
仲裁決定第404号

全印刷局労働組合関係)

仲 裁 裁 定 書

公共企業体等労働委員会

中裁裁定第 404 号
裁 定
關係当事者

東京都港区赤坂葵町2番地
大蔵省印刷局長 上月 重雄
東京都北区西ヶ原3丁目58番地

全印刷局労働組合
中央執行委員長 清水 卯
昭和49年4月8日大蔵省印刷局長から調停

にあり、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の紛争は、同年4月13日、公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の紛争につき、当仲裁委

以下「委員会」というのは、慎重審議の結果
主文
のとおり裁定する。

大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関
上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員
示第1号に掲げる者を除く）の基準内賃金
昭和49年4月1日以降、1人当り同日現在
ける上記職員の基準内賃金の17.9%相当

8,300円を加えた額24,976円の原資をもつて引き上げることを。

2 上記原資の配分については、採用給の問題も含め、速やかに労使間の協議によって決定すること。

理 由

1 (1) 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点は、組合が1人当り37,000円の賃金引上げを要求したのに対して、当局が賃金引上げ額を定期昇給を含め17,488円とする旨の回答をしたことにある。

本紛争については、調停段階において、4月13日に調停委員見解として「17.9%+8,300円」の引上げ案が提示されたが、労使の調停委員の同意が得られず、調停は不調となり、同日、公共企業体等労働委員会の決議によって、紛争の処理が仲裁に移された。

(2) 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向や国家公務員の給与、民間賃金の状況について労使の主張を含め検討を行うとともに、企業経営状況などについても検討を加えた。

(3) 生計費の動向については、委員会は、総理府統計局の全国消費者物価指数によると、昭和48年度平均の上昇率は16.1%、本年3月の対前年同月上昇率では24.0%と異常な上昇を示したことに特に注目した。

(4) 国家公務員の給与との均衡については、委員会は、公共企業体等の職員と国家公務員の給与水準について、利用可能な資料により種々の角度から比較検討したが、両者の関連において、当面特措置を要するものはないと判断した。

(5) 民間賃金との関係については、今次賃金引上げ前の水準を昭和48年賃金構造基本統計調査などに基いて検討したが、公共企業体等の職員の賃金水準は、民間産業のそれと格別

の差はなく、委員会としては、民間賃金水準との関連において、特に考慮を払う必要を認めなかった。

(6) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、調停作業中に中央労働委員会から提示された私鉄に対するあつせん案(28,500円、対前年13,800円増)を含め民間賃金の動向を推察して調停委員見解を提示した。

(7) 委員会は、その後最近までに入手した各種の資料を総合的に検討した結果、民間の賃金引上げ額は前年を13,000円ないし14,000円程度上回る状況であると認めた。

(8) 委員会としては、前記の物価、民間賃金などのほか企業経営の状況についても検討を行った。しかし、公共企業体等の職員の賃金については、企業経営の実態も考慮するべき要素ではあるが、基本的には、民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

(9) 委員会は、以上の諸点を勘案し、かつ、調停段階の経緯を考慮して、主文第1項のとおり裁定した。

新賃金の実施時期については、本年4月1日以降実施を求める組合の主張に対して、当局も反対していないので、主文第1項のとおりとした。

本裁定による賃金引上げ原資のねん出については、本年の賃金引上げの程度がかつてなく大幅であることもあり、関係政府機関の格別の配慮を期待するとともに、労使双方に対しては、生産性の向上、経費の節減などについて特段の努力を要するものである。

2 主文第1項の原資の配分については、採用給の問題も含め、労使間の協議によって決定する従来の慣行もあり、主文第2項のとおりとした。

なお、配分の協議は労使において早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう、特に要望する。

昭和49年5月9日

公共企業体等労働委員会
全印刷49年新賃金仲裁委員会

委員長	澤村 光郎
委員	中西 實
委員	金子 美雄
委員	原田 寛治
委員	市原田川部

事 由

昭和四十九年二月二十五日全印刷局労働組合は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を大蔵省印刷局(以下「印刷局」という。)に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和四十九年四月八日当局の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月九日仲裁裁定(第四四四号)を行った。

一 右裁定第一項を実施することは、現状において「予算上不可能である」と認められる。
よって、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第二項に該当するものと認められる。

【国務大臣長谷川峻君登壇、拍手】

○国務大臣(長谷川峻君) ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件(鉄道労働組合関係)外十四件について一括してその趣旨を御説明申し上げます。

昭和四十九年二月以降、公共企業体等関係労働組合は、昭和四十九年四月一日以降の賃金引き上げに関する要求を各公共企業体等当局に対し提出し、団体交渉を重ねましたが、解決が困難な事態となり、四月六日から九日にかけて関係組合または所局の申請により公共企業体等労働委員会の調

停段階に入り、さらに四月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、五月九日、日本国有鉄道当局と鉄道労働組合、国鉄労働組合、国鉄動力車労働組合、全国鉄施設労働組合及び全国鉄動力車労働組合連合会、日本電信電話公社当局と日本電信電話労働組合及び全国電気通信労働組合、日本専売公社当局と全専売労働組合、郵政省当局と全日本郵政労働組合及び全通信労働組合、林野庁当局と日本国有林労働組合及び全林野労働組合並びに大蔵省印刷局当局と全印刷局労働組合に対し、本件各仲裁裁定を行なったのであります。

本件各仲裁裁定は、職員の基準内賃金を、本年四月一日以降、一人当たり基準内賃金の一七・九%相当額に八千三百円を加えた額の原資をもつて引き上げることなどを内容とするものであり、これを実施することは、現状におきましては、予算上不可能であると認められます。よって、本件各仲裁裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められますので、同条第二項の規定により、国会の御承認を求める次第であります。

公共企業体等労働委員会の仲裁裁定につきましては、昭和三十二年以来、いずれも、裁定どおり実施されてきたところであり、政府といたしましては、本件各仲裁裁定につきましても、可及的すみやかに裁定どおり実施されることが望ましいと考えていますので、一日も早く国会の御承認が得られますよう強く希望する次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野三三郎) これより十五件を一括して採決いたします。

十五件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(河野三三郎) 総員起立と認めます。よって、十五件は全会一致をもって承認することに決

昭和四十九年五月十五日 参議院会議録第二十一号 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めの件

六〇二

しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長伊藤藤五郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年五月七日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めの件
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の共同声明に基づき、
両国民の間の友好的な交流を促進し及び航空運

送の分野における両国間の関係を発展させるため、
平等互恵の原則に従い、
両国の領域の間の及びそれらの領域を越えての定期航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

- この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(i) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣又は同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務若しくはこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいい、中華人民共和国にあつては中国民用航空総局又は同総局が現在遂行している民間航空に関する任務若しくはこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。
(ii) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、通告書により指定され、かつ、許可を与えられた航空企業をいう。
(iii) 「航空業務」とは、旅客、手荷物、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。
(iv) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。
(v) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。
(vi) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、手荷物、貨物又は郵便物の積み込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。
(vii) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第七條の規定による改正後の附属書をいう。
附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含む。

第二条

- 一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が附属書に定める路線(以下「特定路線」という)における国際航空業務(以下「協定業務」という)を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。
2 一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の権利を享有する。
(i) 他方の締約国の航空当局の同意を得ること
を条件として、当該他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する権利
(ii) 他方の締約国の航空当局の同意を得ることを条件として、附属書に定める当該他方の締約国の領域内の地点に運輸以外の目的での着陸をする権利
(iii) 国際運輸の対象である旅客、手荷物、貨物及び郵便物の積卸し及び積み込みのため、附属書に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する権利
3 2の規定は、一方の締約国の指定航空企業に対し、他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、手荷物、貨物又は郵便物をその領域内の地点において積み込む権利を与えるものとみなしてはならない。ただし、当該指定航空企業の職員、その家族及びこれらの者の手荷物並びに当該指定航空企業により協定業務に使用される予備部品及び航空機貯蔵品を運送する場合は、この限りでない。

第三条

- 一方の締約国は、協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二の航空企業を文書による通告によつて指定する権利を有する。
2 当該他方の締約国は、1の通告書を受領したときは、3及び4の規定が適用される場合を除くほか、当該一方の締約国が指定した航空企業

に対し適当な運営許可を遅滞なく与える。

- 3 当該他方の締約国の航空当局は、当該一方の締約国が指定した航空企業が当該航空当局により法令に基づいて定められる要件であつて国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用されるものを満たすものである旨を立証することとを、その航空企業に要求することができる。
4 当該他方の締約国は、当該一方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該一方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し2の運営許可を与えず又は取り消す権利を有する。

- 5 1及び2の規定に従つて指定されかつ許可を与えられた航空企業は、第十条の規定に従つて定められる運賃が協定業務に関して実施されていることを条件として、協定業務の運営を開始することができる。

第四条

- 一方の締約国は、次のいずれの場合においても、他方の締約国の指定航空企業による第二条2に定める権利の行使を停止し又はそれらの権利の行使につき必要と認める条件を課する権利を有する。
(i) 当該指定航空企業がそれらの権利を与える当該一方の締約国の法令を遵守しなかつた場合
(ii) 当該指定航空企業がこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合
2 1の権利は、直ちに第二条2に定める権利の行使を停止し又は直ちにその行使につき必要な条件を課することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第五条

- 1 時間表、業務代理、地上取扱業務及び決済手

続のような協定業務の運営に關連する技術的及び商業的な事項については、締結締約国の指定航空企業間の商業上の取決めに由つて定める。その商業上の取決めは、必要な場合には、それぞれの締結締約国の航空当局の承認を得なければならない。

2 一方の締結締約国は、自国の領域につき、協定業務の運営のために他方の締結締約国の指定航空企業が使用する空港及び代替空港を指定し、並びに飛行の安全及び協定業務の能率的な運営のために必要な通信、航行援助、航空交通管制、気象情報等の役務を提供する。これらの役務に關する細目については、締結締約国の権限のある当局の間の協議によつて取り決める。

第六条

一方の締結締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締結締約国の指定航空企業に對して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的な料率のものでなければならず、また、その料率は、当該空港その他の施設の使用についていかなる第三国の航空企業に對して適用されるものよりも高率のものであつてはならない。

第七条

1 一方の締結締約国の法令であつて、國際航空業務に従事する航空機の当該一方の締結締約国の領域への入国若しくはその領域からの出題又はその領域内にある間の運航に關するものは、当該一方の締結締約国の領域への入国若しくはその領域からの出題に当たり又はその領域内にある間、他方の締結締約国の指定航空企業の航空機について適用されるものとする。

2 一方の締結締約国の法令であつて、旅客、乗組員、手荷物、貨物及び郵便物の当該一方の締結締約国の領域への入国、その領域からの出題又はその領域内における滞在若しくは所在に關するもの、例えば、入国、出題、移住、旅券、税関、通貨及び検査に關する法令は、その領域への入国若しくはその領域からの出題に当たり又はそ

の領域内にある間、他方の締結締約国の指定航空企業の航空機で運送される旅客、乗組員、手荷物、貨物及び郵便物により又はそれらのために遵守されなければならない。

3 一方の締結締約国の指定航空企業の航空機の乗組員は、協定業務の運営の必要に応じ、他方の締結締約国の領域内に一時的に滞在することができ。ただし、これらの乗組員は、当該他方の締結締約国の法令により査証が必要とされる場合には、あらかじめ査証を取得しなければならない。

4 一方の締結締約国は、この条に規定する関係法令の写しを他方の締結締約国に提供する。

第八条

1 一方の締結締約国の指定航空企業の航空機であつて協定業務に従事するもの並びに当該航空機に積載されている燃料、潤滑油その他の油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、他方の締結締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該他方の締結締約国により関税その他の税及び検査手数料を免除される。これらの物品は、当該他方の締結締約国の領域内において当該航空機から取り卸された場合には、当該他方の締結締約国の税関当局の監視の下に置かれるものとする。

2 一方の締結締約国の指定航空企業の航空機に他方の締結締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油その他の油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締結締約国の規制に従うことを条件として、関税その他の税及び検査手数料を免除される。

3 一方の締結締約国の指定航空企業のため、協定業務に従事する当該指定航空企業の航空機の用に供することを目的として他方の締結締約国の領域内に持ち込まれ、かつ、当該他方の締結締約国の税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油その他の油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締結締約国の規制に従うことを条件として、関税その他の税及び検査手数料を免除される。

蔵品は、当該他方の締結締約国の規制に従うことを条件として、関税その他の税及び検査手数料を免除される。

第九条

1 締結締約国の指定航空企業は、締結締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

2 一方の締結締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たつては、他方の締結締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締結締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

3 締結締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に對する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

4 いずれの締結締約国の指定航空企業が提供する協定業務も、その航空企業を指定した締結締約国の領域から発し又はその領域へ向かう旅客、手荷物、貨物及び郵便物の運送に對する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締結締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、手荷物、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に關連すべきであるという一般原則に従つて行ふ。

(i) その航空企業を指定した締結締約国の領域への及びその領域からの運輸需要
(ii) 直通航空路運営の要求
(iii) その航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上でのその地域の運輸需要

5 締結締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る運航回数及び航空機の型式は、平等互惠の原則に従い、締結締約国の航空当局の間の協議を通じて決定する。

第十条

1 各締結締約国の指定航空企業が運営する協定業務についての運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度、同一の路線の全部又は一部についての他の航空企業の運賃その他のすべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて定める。
(i) 運賃は、締結締約国の関係指定航空企業間の協議を通じて合意する。合意された運賃は、その実施に先立ち、締結締約国の航空当局の認可を受けるため提出される。

(ii) 締結締約国の関係指定航空企業が運賃について(i)の合意をすることができなかった場合又は(i)の合意を提出された運賃を認可しなかった場合には、締結締約国の航空当局は、適当な運賃について合意に達するように努める。

(iii) 締結締約国の航空当局が(ii)の規定により運賃について合意することができなかった場合には、紛争は、第十六条2の規定に従つて解決する。

(iv) 運賃は、いずれか一方の締結締約国の航空当局が認可しない場合には、実施されない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が引き続き適用される。

第十一条

一方の締結締約国は、他方の締結締約国の指定航空企業に對し、当該指定航空企業が協定業務に關連して当該一方の締結締約国の領域内で得た収入のうち支出を超える部分を、締結締約国が受け入れることができる為替相場により、日本円、人民幣又は両国において認められている交換可能な通貨で、当該指定航空企業の本店に送金する権利を与える。

第十二条

一方の締結締約国の航空当局は、他方の締結締約国の航空当局の要請があつた場合には、協定業務に對し

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めるの件

六〇四

て供給される輸送力の検討に供するため、当該一方の締約国の指定航空企業が当該他方の締約国の領域への及びその領域からの協定業務において運送する貨客に関する情報及び統計を当該他方の締約国の航空当局に提供する。

第十三条

1 各締約国の指定航空企業の航空機であつて協定業務に従事するものは、当該締約国の国籍記号及び登録記号を掲げ、かつ、次の書類を携行しなければならない。

- (i) 登録証明書
- (ii) 耐空証明書
- (iii) 各乗組員の適当な免状及び証明書
- (iv) 航空日誌
- (v) 航空機局免許状
- (vi) 旅客を運送するときは、その氏名、乗込地及び目的地の表
- (vii) 貨物を運送するときは、積荷目録及び貨物の細目申告書

2 一方の締約国によつて発給され又は有効と認められた1に掲げる証明書、免状及び免許状で効力を有しているものは、他方の締約国によつてもその領域内において有効なものと認められる。ただし、それらが発給され又は有効と認められた際の基準が、国際航空運送において一般に受け入れられているものよりも低いものでないことを条件とする。

3 各締約国は、自国の領域の上空の飛行に関しては、自国民が他方の締約国又は第三国から与えられた1(ii)に掲げる免状及び証明書を有効なものとして認めることを拒否する権利を留保する。

4 一方の締約国の指定航空企業の航空機であつて協定業務において他方の締約国の領域の上空を飛行するものの乗組員は、当該一方の締約国の国民でなければならない。ただし、各締約国の指定航空企業は、外交経路を通じて他方の締約国の同意を得ることを条件として、他の国籍の乗組員を協定業務の運営のため使用すること

ができる。

第十四条

1 一方の締約国は、自国の領域内において他方の締約国の指定航空企業の航空機が遭難し又は事故を起こした場合には、可能な限りの救援措置を直ちに取るとともに、当該他方の締約国の航空当局及び当該指定航空企業に対しその遭難又は事故の状況及び救援措置の状況を速やかに通報するものとし、また、当該一方の締約国の権限のある当局の監督の下で、かつ、その国内法令に従い、当該他方の締約国の航空当局及び当該指定航空企業が状況により必要とされる救援措置をとることを許可する。

2 一方の締約国は、自国の領域内において他方の締約国の指定航空企業の航空機が起した事故により、死者若しくは重傷者が生じ又は当該航空機に重大な損害が生じた場合には、次の措置をとる。

- (i) 証拠を保全し、かつ、当該航空機及びその積載物の安全を確保すること。
- (ii) 事故の状況を調査すること。
- (iii) 当該他方の締約国の航空当局の代表者及び当該指定航空企業の代表者が直ちに当該航空機に近づくこと及び調査にオブザーバーとして立ち会ふことを認めること並びにこれらの代表者にすべての便宜を与えること。
- (iv) 当該航空機及びその積載物が調査に必要でなくなつたときは、それらを直ちに解放すること。
- (v) 当該他方の締約国の航空当局に調査の報告書を送付すること。

第十五条

1 一方の締約国の指定航空企業は、協定業務の運営のため、特定路線について附属書に定める他方の締約国の領域内の地点に代表事務所を設置する権利を有する。代表事務所の要員は、いづれか一方の締約国の国民でなければならない。現地で雇用される者以外の要員の人数は、両締

約国の権限のある当局の間の協議を通じて合意する。代表事務所は、駐在国の法令を遵守しなければならない。

2 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国の指定航空企業の代表事務所に対し援助及び便宜を供与するものとし、また、当該一方の締約国の領域内において、協定業務の運営に使用される当該指定航空企業の航空機、予備部品、正規の装備品その他の財産につき、自国の指定航空企業についてと同様に、その安全を確保するための措置をとる。

第十六条

1 両締約国の航空当局は、この協定の実施を確保するため、緊密な協力の精神にのっとり、必要に応じ随時協議する。

2 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、友好的な協力と相互理解の精神にのっとり、両国間の交渉によつてその紛争を解決する。

第十七条

いづれ一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。改正が附属書についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。附属書の改正については、両締約国の航空当局の間で合意が成立したときは、その改正は、両締約国間の外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十八条

いづれ一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。

第十九条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年四月二十日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小川平四郎

中華人民共和国政府のために

姬鵬飛

附属書

1 日本国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線

東京—日本国内の他の一地点—上海及び(又は)北京—ニュー・デリー、ボンベイ又はカラチのうちの一地点—テヘラーン—ペイラー、カイロ又はイスタンブールのうちの一地点—アテネ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点—ローマ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点—パリ—ロンドン

中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線

北京—中華人民共和国内の他の一地点—大坂及び(又は)東京—運輸以外の目的での着陸のための一地点—ヴァンクーヴァー—オタワ又はカナダ内の他の一地点のうちの一地点—北米(カナダを除く)内の一地点—中南米(メキシコを含む)内の四地点

いづれ一方の締約国の指定航空企業が提供

する協定業務も、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならない。当該指定航空企業は、いずれかの又はすべての飛行に当たり、その選択によつて特定路線上の以遠の地点を省略することができ、他方の締約国の領域内においては、少なくとも特定路線上の一地点に着陸を行わなければならない。

〔伊藤五郎君登壇、拍手〕

○伊藤五郎君 ただいま議題となりました中華人民共和国との航空運送協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、一昨年九月の日中共同声明に基づき、昨年三月以来交渉が行なわれた結果、本年四月二十日に署名されたものでありまして、日中両国間に定期航空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行なうことができる路線を定めたものであります。

委員会は、運輸委員会との連合審査会を開会して慎重審議を行ない、漁業、海運等の実務協定及び平和友好条約の締結の見通し、日台航空路の問題、台湾と韓国の飛行情報区と防空識別区の問題、以遠権の問題、中国に乗り入れるのが国航空企業の問題等各般にわたり熱心な質疑が行なわれたのであります。特に日台航空路の停止については、これを放置すべきではないとする立場及び停止はやむを得ないとする立場の双方から質疑がなされましたが、外務大臣より、今後日中共同声明の枠組みの中でできる限り再開に努力したいとの答弁があり、また、イスラマバード経由の路線を獲得できなかった問題については、運輸大臣より、中国側は、今後の検討課題とする、日本を不当に差別しないと表明しているとの答弁がありました。

かくして昨十四日、質疑を終え、採決の結果、

本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。平島敏夫君。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました日中航空協定の締結について承認を求むるの件に対し、賛成の意を表明するものであります。

中華人民共和国との間に航空協定を締結することは、日中国交正常化以来の懸案でありました。が、今回いよいよその解決を見るに至ったことは、日中両国の友好親善に寄与することはもちろん、わが国の国際航空網を拡充してわが国益の増大に貢献するものとして、その外交的、政治的意義を高く評価するものであります。

いま本協定を本院において承認するにあたり、この協定の締結を決定された田中総理大臣並びに大平外務大臣及び徳永運輸大臣に対し、深甚の敬意を表するとともに、調印に至るまで精魂を傾け、困難な交渉を重ねた政府当局の努力に対して、心からその労を多とするものであります。

本協定の締結は、日中共同声明の中にあげられた実務協定の一つであります。他の諸協定が多かれ少なかれこれまで両国間に存在したものを政府間協定に取り上げて発展させていく性質のものであるのに対し、この協定は全く新しいものであり、わが国の航空業界に新時代をもたらすとともに、日中の善隣友好を一層深めるためのかけ橋となるものであります。これまでの日本と中国は、一衣帯水の隣国に位置しながら、両国間の交通は無用な回り道をしなければならず、近くして遠い国でありましたが、いまやこの協定によって、戦後四半世紀間の長きにわたった交通上の障害が除かれ、空の翼によって東京と北京はわずか四時間余をもって結ばれることになったのであります。

この日中間の空のかけ橋は、単に両国間の相互往来を促すだけではなく、日中間の大都市を通じて、欧州、中近東への路線が強化され、なお、以遠権の問題がわが希望の線に沿うて実現するならば、その国際的役割りはきわめて大きく、アジアの新幹線として重要な意義を持つことになるのであります。

さらに交通上の便宜にとどまらず、この協定の締結によつて強化された両国間の友好関係は、そのままだ日中双方の国際的立場を強め、国際間の平和と安定に寄与するところきわめて大きいものであると信ずるものであります。

私は、この協定の締結が、さらに引き続き日中間の漁業協定、海運協定、さらには平和友好条約締結の促進につながることを念願いたします。が、今回の交渉の経緯を振り返り、今後の交渉の貴重な教訓として生かされんことを政府当局に要望するものであります。

最後に、日台航空路に関して一言申し述べたいと思ひます。

わが国と台湾との関係は、歴史的にも地理的にも密接なものがあつて、現在まで経済、貿易、文化その他各般の交流が行なわれてきました。が、日中国交正常化後のわが国の外交方針は、台湾との間に外交関係はなくても、これまでの実務関係は維持するというものであります。この考えは、今日も変わっていないのであります。日中航空協定の調印にあつて、政府は、日台間の航空路を民間協定の形で存続させることに努力を払いましたが、台湾側の了解を得るに至らず、ついに懸念された日台航空路の停止という事態を招いたことは、まことに遺憾であります。台湾側が長い歴史と実績を持つ日台航空路を停止する措置に出ましたその心情は、われわれも理解できるものでございます。しかし、日台双方にとつてきわめて不幸なことと思うのであります。わが政府は、情義を尽くし、誠意をもつて引き続き台湾の了解を得ることに努力されんことを強く要望するものであります。

ものであります。

私は、日中航空協定の締結に心から賛意を表するとともに、日台間の航空路線が一日も早く再開されることを期待して、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 西村関一君。

〔西村関一君登壇、拍手〕

○西村関一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求むるの件に対し、対中国政策も含めて、当面するわが国の外交政策につき、政府に若干の注意と要望をいたしつつ賛成の意を表明するものであります。

まず、日中国交正常化の後の最大の懸案でありましたこの航空協定を妥結に導かれた大平外務大臣の日中関係の進展に果たした役割りを率直に評価するものであります。

わが日本社会党は、一九七二年九月の日中共同声明調印の際に、日中国交回復が日中両国民の利益に合致し、アジアの緊張緩和と平和に役立つとの見地から、日中国交正常化を心から歓迎し、以来今日まで、共同声明を実体化する第一歩として、日中関係緊密化の柱となるべき航空協定の早期締結を政府に強く要求してきたのであります。その意味から、本協定の締結はややおそきに失した感がありますが、これによつて日中友好の基盤は一層強まり、相互の信頼関係を増進し、かつ、アジアの平和のためにきわめて意義深いものであつて、国民とともに日中航空路線の開設に心から賛意を表したいと思ふものであります。さて、本協定をめぐつて与党の一部に強い反対の声のあることを深く憂慮するとともに、私は、いま十八年前の日ソ国交回復当時のことを思い浮かべるのであります。時の総理鳩山一郎氏は、日本のために東方の窓を開くのだという強い政治的信念に基づいてモスクワを訪れ、日ソ共同宣言に署名をいたしましたのであります。その国会承認の

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めるの件

六〇六

際、一部与党の諸君は反対の立場から本会議を欠席したことがございました。今日では、日ソ国交回復がその後の日本の国益にいかん大きく貢献したか、当時反対でありました人々にも異論のないところであると確信いたします。

歴史は繰り返すということがあります。眼前の利益を越えて、長い歴史の過程から国益を考へるのが政治家の使命ではございませんか。世界の潮流も的確に判断できないような本協定の反対論者に対しては、私は、日ソ共同宣言の當時を想起して、強い反省を促したいと思うのであります。(拍手)

現在、世界には、軍縮の問題、資源の問題、南北の問題、食糧危機と人口問題等々、国際間の理解と協力によって早期に解決を求められている多くの問題があります。いま、そのいずれを取り上げてみても、中国の参加と協力なくしては一つとして十分な解決ができないほどに、中国の国際的地位は高く評価されているのであります。中華人民共和国政府が、成立後わずか二十五年にして国際社会においてかかる地歩を占めた理由はどこにあるのでありましょうか。世界一の人口と広大な領土を有するからではなくて、実に国際社会において信義をたつとび、かたくななまでに原則を重んじ、かつ実行するという一貫した外交政策を展開しているところに真の原因があるのではないかと考えられます。しかし、日本の将来は、この隣国中国といかに友好関係を維持していくかというところにかかっていることを深く思い、私は、本協定承認の機会に、政府の中国政策について若干の注意を喚起しておきたいと思うのであります。

まず、戦前の侵略政策、戦後もサンフランシスコ体制によって米国の追従した中国封じ込め政策に反するといったような大きな誤りをおかしたことを反省し、その上に立って、何よりも真に中国と中国人民を深く理解するという努力からスタートしなければならぬと信ずるのであります。

(拍手)

政府は、しばしば世界の大勢についての確かな判断を欠き、自主外交の欠陥から、米国の頭越し外交で再三強いショックに見舞われました。資源政策の見通しの甘さから、石油危機を迎えるや、一夜にしてアラブ中東外交を重視するといったように、長期的展望に立った外交方針を欠いております。わがほうに何ら基本的政策を有することなく、いわば場当たり外交の態様をもって中国に接していくならば、いつの日か中国の軽べつを買うのみか、ひいては対中国外交失敗の歴史を繰り返すおそれのあることを、ここに指摘しておきます。

いまこそ政府は、対中国基本政策の策定にあたって、与党内において十分のコンセンサスを得るとともに、野党の見解をも十二分にしんしゃくして、きたる立場をもって中国との友好親善関係を深める政策を強力に展開されたいのであります。

このために、政府は、本協定締結の次の段階として、両国の基本関係を規律する平和友好条約と、また両国の相互理解を深めるための文化協定の締結交渉に直ちに着手されんことを強く希望するものであります。

次に、本協定への反対ないしは不平等論に関連して一言言及いたします。

日本社会党は当初から日台条約には反対の立場をとってまいりましたが、現実に中華人民共和国の施政権がまだ台湾に及ばず、かつ日台間に民間の交流がある以上、日台航空路線の民間取りきめによる維持を全面的に否定するものではありません。事は、中国の国内問題に関連いたしますから、中国のこれが処理の仕方を見守りながら、わがほうにかかわりのある台湾問題の正しい解決にいま一段の努力を払われんことを期待いたします。

さらに、日中航空協定の以遠権につきましては、わがほうの希望が実現できるよう、今後もある

ごとに交渉を継続されるときに、不平等条約の典型とも言うべき日米航空協定の路線の改定についても、米政府に対し再交渉の機会をとらえられんことを強く要請するものであります。

次に、私は、現政府の政治姿勢に対し、強い反省を求めます。

田中内閣の政治を一言にして表現すれば、政治とは力、力とは金であるといった権力第一主義の姿が国民の目に映ってくるのであります。これは議会制民主主義の破滅に通ずるものと考えます。かの著名な歴史家アーノルド・トインビー氏は、「機械文明が人間を不幸にしたことは明らかであり、とくに日本人は機械文明の空しさを感じている。外面的な繁栄よりも、人間の本質的価値を求めよう」と述べています。

○鈴木一弘君 私はただいま議題となっておりま

いまこそ、高度経済成長と、国益追求第一主義の政策に根本的な反省を加え、真に平和愛国として、また、いかなる国に対しても互恵平等の原則に立脚して、信義を重んずる国家として、国際社会においてあらゆる国から信頼される名譽ある地位を占める国家を目ざして強力な政治を展開されるよう、切に政府及び与党の皆さんに訴えるものであります。(拍手)

私は、かつて一九六三年秋、北京において、郭沫若氏が私のために揮毫してくれました大幅の書の一文をここに披露して、みづからの戒めとし、かつ、尊敬する外務大臣大平正芳氏に呈し、私のこの討論を終わりたいと思います。

書にいわく、「唐代鑑真上人渡日を決心し、五度航海を試み、均しく失敗に帰す。盲目の後、第六次航海に於て始めて宏願を遂ぐ、その毅力、固より之れ人を驚かす、千二百余年、此の国際主義の直ちに実践に出ずる者良に之れ模範と為す也」

以上。(拍手)

○議長(河野謙三君) 鈴木一弘君。

政府は、一昨年の日中共同声明において、「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認し」、また、中国側が「台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部であること」を表明したのに対し、この立場を「理解し、尊重」するとの態度を明確にしたのであります。が、今回の交渉は、日本政府にとってこの認識を身をもって実行する試金石であったと言えましよう。この試金石を前にして政府が示した優柔不断と逡巡に対しては強い反省を求めるものであります。が、ともかくこれを乗り越えて調印の運びになったということ

張しております等距離中立外交への実質的な幕あけであり、わが国外交が多角的友好関係の樹立に向かつて一歩前進したことを示すものであります。

この協定は、その意味で、戦争の火種をアジアにおいて根絶し、平和友好の輪を広げる第一歩となるものであります。その第一歩であるがゆえに、わが国外交の基本姿勢が明確でなければなりません。すなわち、日中共同声明第七項に示されているとおり、「日中両国がアジアにおいて覇権を求めたものであってはならない」との精神にのっとり、本協定の調印を契機に世界の緊張緩和への道をさらに進めるように今後の外交姿勢がとられなければならないと考えるものであります。

本協定の審議中、これに反対する勢力が幾つもありました。その中で最も顕著なものには、中国を代表するものは中華人民共和国であるという基本的原則にさえ挑戦する者もありましたが、これは、積み上げられてきた日中の友好と信頼を破壊し、時代に逆行する以外の何ものでもありません。政府・与党はこれらの点には十分な反省と責任を持つべきであります。

また、本協定について以還権の等価値性に疑問を投げかける者がありました。しかし、現時点において日中友好の長き展望に立つならば、この議論は大きく止揚されるべきものと信ずるものであります。

日中間の真の平和友好への道は、決して安易なものではありません。政府は、多角的な等距離中立外交を貫き、真の友好と平和に向かつてさらに前進を続けるべきであります。そのためには、侵略主義、軍国主義の疑いを抱かれるような外交姿勢を強く払拭しなければなりません。

政府は、いま、日中航空協定の調印により前進の道標を示したのでありますが、政府の言う信頼と友好は次の実質的なステップによって立証されなければならないと思います。すなわち、日中友好の確固たる基礎を築くための日中平和友好条約

を早期に締結すべきであり、これによってアジアと世界の平和のためにさらに力強い前進と努力を遂げること心から希望いたします。賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 村尾重雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 私は、民社党を代表し、ただいま上程されております日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めるの件に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。

かつてフランスのドゴール大統領は、国家間の友好関係は、感情に基づくものでなく、理性の結婚であるべきだと述べておりますが、日本と中国との関係もまさにそうした理性に基づく友好関係であるべきだと考えるものであります。しかし、これまでの長きにわたる日中関係はこうした理性に基づく関係とは言えず、それが不幸な戦争を引き起こし、あるいはわが国にとって対中国外交は常に政争の具となつて国論の分裂を招いてきたことは周知のとおりであります。この原因は、中国における政権が分裂していたこと、そしてアメリカ、ソ連など大国がこれに介入していたこと、また、わが国の政治がこうした二つの政権のそれぞれと関係を持ってきたことなどでありました。私は、今回の日中航空協定をめぐる動きも、こうしたこれまでの日中関係のパターンを少しも出ていないと考えるを得ないのであります。自民党内が派閥抗争を背景としつつ、親中国派と親台湾派に分かれて対立し、それがかえつて問題を紛糾させてきたことは明らかなことであります。こうした外交では、わが国の利益はとうてい守り得ません。台湾による日台航空路線の断絶は、その不幸な結末と言わざるを得ないのであります。

国家と国家との関係は、あくまで自主性と国益を踏まえた理性ある関係でなければなりません。わが国にとって自主性の国益を踏まえた日中間の

理性ある友好関係とは、一昨年の日中共同声明を踏まえて中華人民共和国を中国の唯一の政府として友好関係を深めることであります。しかし、いかに一つの中国と割り切つてみても、台湾が現存し、そしてそこに一千数百万人の人たちが生活しているという事実を目をおうことはできません。外交の出発点は、現存する世界の国家関係の実態を前提としてありのままに冷静に認めることであります。したがって、われわれは、この台湾の存在を直視し、同時に台湾との間に現存する経済、文化の交流をできる限り維持しよう今後努力すべきであらうと思ひます。

この見地に立つて今回の日中航空協定を見ると、確かにこの協定は一昨年の日中共同声明に沿う実務協定であり、われわれは、かかる見地から、今回の日中航空協定の調印を心から喜ぶものであります。

今回の航空協定の調印によって日中平和友好条約の締結のための条件が整いました。したがって、われわれは、今回の日中航空協定の締結を契機として、政府が懸案の日中平和友好条約の締結のためにすみやかに交渉を進めることを強く要請するものであります。

同時にわれわれは、今回の日中航空協定の調印によつてもたらされた日台間の航空路断絶という不幸な事態について言及せざるを得ないのであります。

さきに述べたごとく、日本と台湾との間の関係は、一昨年の日中国交回復の実現によつてその政府間の関係は断絶いたしました。しかし、台湾は現存し、しかも日台間の経済、文化の交流はなお引き続き存続しております。日台間の貿易量は日中間のそれを上回り、また、日台航空の利用者は年間百万人に達し、日中間のそれが年間一万余千人であることに比べ、大きなウェイトを占めているのが現状であります。しかも中国側は、日台航空を含め日本と台湾との、政府間でない地域的、民間の実務関係の存続を容認しているのであります。

す。われわれは、この現実を踏まえて、日中関係の友好を促進すべきであります。

しかしながら、今回の航空協定の締結が日台関係に及ぼす影響については、田中内閣の見通しがあまりにも楽観的であつたことが、事実をもつて証明されました。台湾側は、すでに昨年以来、もし日中航空協定の調印に伴つて台湾の尊厳が著しく傷つけられた場合は、断固たる措置をとることを再三にわたつてわが国に対し警告してきておつたのであります。こうした事実があつたにもかかわらず、政府は確たる見通しを持たず、安易な気持ちで外交折衝にこのたび当たつてきたものとするならば、これは重大な問題であります。判断と見通しのつかない外交をやみくもに進めることをわれわれ国会は内閣にゆだねてゐるものではありません。その意味で、日中航空協定の締結が日台航空路線の断絶をもたらしたことは、田中内閣の失態であると断ぜざるを得ないのであります。

しかし、われわれは、過ぎたことは過ぎたこととし、今後政府が、日台航空路線の再開のため全力を傾注し、すみやかに日台航空路が再開されるよう強く要求するものであります。

ともあれ、田中内閣の外交上の処理にきわめて遺憾な点があります。われわれは、日中航空協定の成立が今後の日中両国間の自主性と国益を踏まえた友好関係の発展にきわめて重要な役割を果たし得るものと評価し、これに賛成の意を表し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、日中航空協定に賛成の討論を行ないます。

わが党は、一九四九年中華人民共和国の成立直後から一貫して、中国は一つであり、中国を代表するのは中華人民共和国政府であるという立場に立つて、中華人民共和国との国交回復を早急に実現するよう主張し、そのために努力してまいりま

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めるの件 消防法の一部を改正する法律案

六〇八

した。歴代の自民党政府の対米追従の中国政策にもかかわらず、国民世論のおもむくところ、さきに日中の国交が回復され、それに基づいて今回日中航空協定の調印に至ったことは、おそきに失したとはいえず、わが党はこれを歓迎するものであります。

わが党は、今回の航空協定の締結に引き続いて、日中兩國間に海運、漁業協定、平和友好条約がすみやかに締結されることを求めるものであります。この機会に、日中兩國の真の友好関係を発展させるため、政府に対して次の諸点を要求します。

第一に、日本が過去に犯した中国をはじめアジア諸國への侵略戦争の反省の上に立つて、その教訓を明らかにすることであり、特に、最近の田中首相の教育勅諭や軍人勅諭の言動など、ますます強まる軍国主義的姿勢を見るとき、私は政府に対して過去の侵略戦争への明確な反省を強く要求します。党創立以来、一貫して侵略戦争に反対して奮闘してきたわが党は、重ねてそのことの重大性を指摘するものであります。

第二に、日中の友好を発展させるために、政府は、台湾は中華人民共和国の不可分の領土であるという一つの中国の立場を、一そう明確にし、実行することであり、日中航空協定の交渉にあたって、自民党の議員を含めて、政財界の極右勢力や右翼団体は、蔣政権維持に狂奔し、協定の締結を妨害し、政府に対して事実上二つの中国の立場を維持するよう圧力をかけてきました。政府は、そのような圧力のもとで蔣政権に譲歩して、日中航空協定調印にあたっての外務大臣談話にも見られるように、日台路線の維持を肝要不可欠の課題とし、蔣政権の挑戦的態度にもかかわらず、あくまでもその意を迎えようとして卑屈な態度に終始しているのが現状であります。このような事実

は、田中自民党内閣が真の一つの中国の立場に立っていないことを示すものであります。私は、政府がこのような態度をすみやかに改め、一つの中

国の立場に徹底した外交措置をとるよう強く要求するものであります。

第三には、いわゆる台湾条項の問題であります。日米安保条約の極東条項のもとで、一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明は、台湾の安全を日本の安全と一体視する台湾条項を打ち出したのであります。一つの中国の原則に基づいて日中国交が回復された今日、このような日台運命共同体論が完全に放棄されなければならないことは言うまでもありません。ところが、政府は、五月九日の参議院外務委員会ではわが党の星野議員の質問に対し、台湾地域における平和と安全の維持が日本の安全にとって重要な要素ではなくなったと言明しながらも、台湾条項を公式に廃棄することをかたくなに拒否しています。日中国交が回復し、日本政府としては台湾問題は中国の内部問題という明確な認識に立たなければならぬにもかかわらず、このような台湾条項を残しておくことは、日中国交回復にあたっての基本原則である領土・主権の相互尊重、相互不可侵、内政不干涉、平等互恵、平和共存の平和五原則にまっこうから違反するものであると言わなければなりません。私は、日米安保条約の極東条項とともに、佐藤・ニクソン共同声明の台湾条項を公式に廃棄することを強く要求するものであります。

最後に、日中航空協定の締結に伴う空の安全の確保と日本の空における主権回復の問題であります。台湾当局は、四月二十日の日台航空路線停止に関する声明の中で、日本の航空機が台湾の飛行情報区、防空識別圏を飛行することは許されないと、日本機が許可なく侵入した場合、飛行情報区については日本の航空機への飛行情報の提供を停止する、防空識別圏については国籍不明機として必要な措置をとると述べています。蔣政権にこのような措置をとる国際法上の権利がないことは明白であり、これは日本の航空機の安全に対する悪質な脅迫であります。しかも台湾の飛行情報区と防空識別圏には、日本の主権が及ぶ沖縄南部西部の

領土・領空が組み込まれているのであります。これは、日本の航空機が日本領土上空を飛行する当然の行動に対する許しがたい挑戦であります。それに対して日本政府は、一片の抗議をするでもなく、日本の領土・領空である与那国島と石垣島間の南西航空路の安全確保について台湾当局にき然たる態度をとろうとしません。日本政府のこの卑屈な姿勢と台湾の不当な措置は、政府がアメリカの指導のもとに調整されている軍事空域を国際法に優先する絶対的なものとなししていること、あらわれであり、アメリカを中心とした軍事同盟を至上のものとなししている結果であります。

日中の真の平和友好関係の発展のためにも、また日本の空の安全を確保するためにも、日米安保条約に基づいて設けられている日本の空における米軍の軍事管制空域を一掃すること、空の米軍優先をやめさせることがますます重要な課題となっていることを強く指摘して、本案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

議長(河野謙三君) 日程第二 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長久保田藤磨君。

消防法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十九年四月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

消防法の一部を改正する法律案
消防法の一部を改正する法律案

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「百貨店」の下に「これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。」、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)を加え、同条に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権限を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第八条の二第一項中「こえる」を「超える」に、「ものをいう。次条において同じ」を「ものをいう。以下同じ」に、「前条第一項に規定する」を「これらの防火対象物について、」に、「事項のうち」を「事項で」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。))を除く。当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、自治大臣)

第十一条第二項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は自治大臣」に改め、同項の次に次の二項を加える。

自治大臣は、移送取扱所について第一項第四号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、自治大臣に対し、意見を申し出ることができる。

関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は自治大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十一条に次の一項を加える。

市町村長等は、政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所について第一項の規定による許可(同項後段の規定による許可で自治省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

第十一条の二に次の一項を加える。

前条第七項の規定は、同項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所につき前項の届出があつた場合について準用する。

第十二条の二第二号中「第十一条第三項」を「第十一条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第十四条の三の規定に違反したとき。

第十二条の三を第十二条の六とし、第十二条の二の次に次の三項を加える。

第十二条の三 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

第十四条の二第二項中「予防するため、」の下に「自治省令で定める事項について」を加える。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三 政令で定める移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該移送取扱所について、自治省令で定める時期ごとに、市町村長等の行う保安に関する検査を受けなければならない。

第三章中第十六条の七を第十六条の九とする。

第十六条の六中「又は廃止」を「若しくは廃止」に、「あらたに」を「新たに」に、「又は消防本部」を「若しくは消防本部」に改め、「市町村の区域」の下に「又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合における当該廃置分合若しくは境界変更に係る市町村の区域」を加え、「第十二条の二、第十二条の三」を「第十二条の二から第十二条の四まで、第十二条の六」に改め、「第十四条の二第一項及び第三項」の下に、「第十四条の三」を加え、同条を第十六条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の八 自治大臣は、政令で定めるところにより、この章に規定する権限の一部を都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とする。

第十六条の三 第十一項第三項ただし書を「第十一項第五項ただし書」に、「又は危険物の取扱作業の保安に関する講習」を、「危険物の取扱作業の保安に関する講習又は移送取扱所の保安に関する検査」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

第十六条の三 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつた場合において講ずべき応急の措置について、あらかじめ、関係市町村長と協議しておかなければならない。

前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報しなければならない。

第十七条第一項中「飲食店」の下に、「地下街、複合用途防火対象物」を加える。

第十七条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物(政令で定めるものに限る。その他同条第一項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの(以下「特定防火対象物」という。))における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

第十七条の三第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更され、その変更後の用途が特定防火対象物の用途である場合における当該特定防火対象物における消防用設備等

第十七条の三の次に次の二項を加える。

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(第十七条の二第二項前段又は前条第一項前段に規定する場合に、それぞれ第十七条の二第二項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。)に従つて設置しなければならない消防用設備等(政

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 消防法の一部を改正する法律案

令で定めるものを除く。を設置したときは、自治省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

第十七条の三 第十七条第一項の防火対象物

(政令で定めるものを除く)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、自治省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第十七条の四 同条同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(第十七条の二第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合にあつては、それぞれ第十七条の二第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。)を「設備等技術基準」に、「当該技術上の基準」を「当該設備等技術基準」に改める。

第十七条の五 第十條第四項又は第十七条第一項の技術上の基準を「第十條第四項の技術上の基準若しくは設備等技術基準」に改め、「(他人の求めに応じ、報酬を得て行なわれるものに限る。)」を削り、「行なつては」を行つてはに改める。

第十七条の八 次の二の二を加える。

第十七条の八の二 消防設備士は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

第十七条の九 消防設備士試験又は「消防設備士試験」に改め、「再交付」の下に「又は消防用設備等の工事若しくは整備に関する講習」を加える。

第四十條第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第四十一條第一項及び第四十一條の二中「十

円」を「二十万円」に改める。

第四十二條第一項中「五万円」を「十万円」に改め、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第八條第四項の規定による命令に違反した

者

第四十二條第一項第二号中「第十一條第三項」を「第十一條第五項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十二條の三の規定による命令又は処分に違反した者

第四十二條第一項第六号中「又は取り扱つた者」を「若しくは取り扱つた者又は同条第三項の規定による命令に違反した者」に改める。

第四十三條第一項中「二万円」を「五万円」に改める。

第四十三條の二 中「三万円」を「五万円」に改める。

第四十四條中「二万円」を「三万円」に改め、同条第二号中「第十六條の四第一項」を「第十六條の五第一項」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十四條の三又は第十七條の三の二の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四條第五号中「第十六條の四第二項」を「第十六條の五第二項」に改め、同条第六号中「第十一條の二」を「第十一條の二第一項」に改め、「第十三條第二項」の下に、第十七條の三の二を加え、同条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 故なく消防署、第十六條の三第二項の規定により市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に同条第一項の事態の発生について虚偽の通報をした者

七の三 第十七條の三の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四條の二 中「二万円」を「三万円」に改め

第四十六條中「二万円」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八條に一項を加える改正規定、第十七條

第一項の改正規定、第十七條の五の改正規定(「(他人の求めに応じ、報酬を得て行なわれ」のみに限る。))を削る部分に限る。、第十七條の八の次に一條を加える改正規定及び第十七條の九の改正規定 昭和四十九年七月一日

二 第十七條の三の次に二條を加える改正規定 昭和五十年四月一日

三 第十七條の二第二項及び第十七條の三第二項の改正規定中百貨店、地下街及び複合用途防火対象物に係る消防用設備等に係る部分 昭和五十二年四月一日

四 第十七條の二第二項及び第十七條の三第二項の改正規定中前号に規定する防火対象物以外の防火対象物に係る消防用設備等に係る部分 昭和五十四年四月一日

2 改正前の消防法(以下「旧法」という。)の規定により、配管によつて危険物の移送の取扱いを行う取扱所のうち改正後の消防法(以下「新法」という。)第十一條第一項第四号に掲げる移送取扱所に該当するものについて市町村長がした許可その他の処分又は受理した届出は、新法の相当規定に基づいて都道府県知事又は自治大臣がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす。

3 旧法第十四條の二第一項の規定による認可を受けた予防規程は、新法第十四條の二第一項の規定による認可を受けた予防規程とみなす。

4 昭和五十二年四月一日(新法第十七條の二第二項第四号に規定する特定防火対象物(以下この項において「特定防火対象物」という。))で百貨店、地下街及び複合用途防火対象物以外のもの

にあつては、昭和五十四年四月一日。以下「一部施行日」という。において現に存する特定防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等で、一部施行日の前日において旧法第十七條の二第二項又は第十七條の三第一項の規定の適用を受けていたものについては、一部施行日以後、新法第十七條の二第二項又は第十七條の三第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間に限り、新法第十七條の四及び第十七條の五の規定の適用については、これらの規定中「設備等技術基準」とあるのは、「第十七條第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(第十七條の二第一項前段又は第十七條の三第一項前段に規定する場合にあつては、それぞれ第十七條の二第一項後段又は第十七條の三第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。)」とする。

6 国及び地方公共団体は、附則第四項の規定により、一部施行日以後新法第十七條の二第一項又は第十七條の三第二項の規定の適用を受けないこととなる消防用設備等に係る防火対象物の関係者が新法第十七條の規定による技術上の基準に適合させるために行う当該消防用設備等の設置に係る工事又は整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔議長退席、副議長着席〕

〔久保田藤磨君登壇、拍手〕

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案について、地方行政委

員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法は、最近における火災の実態にかんがみ、火災時における人命の安全を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、おもな内容を申し上げますと、まず第一に、百貨店、地下街、複合用途防火対象物等の特定防火対象物については、既存のものにもスプリンクラー設備等の設置を義務づけるほか、消防用設備等の検査、点検及び報告の義務づけ等、その規制を強化すること、第二に、防火管理者の行なう防火管理業務が適正を欠く場合には、消防機関は防火対象物の所有者等に対し、防火管理を適正に行なうよう命ずることができるとし、防火管理体制を強化すること、第三に、二以上の市町村にわたって設置されるパイプライン施設についての許可権限を明確にし、これら危険物施設の緊急時の措置、保安定期検査の義務づけなど、その保安規制を強化することであり、委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三二君) 日程第三 結核予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長 長山崎昇君。

審査報告書

結核予防法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十九年五月十四日

社会労働委員長 山崎 昇

参議院議長 河野 謙三殿

附則中「昭和四十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、結核予防法による定期の健康診断及び予防接種を結核患者の発生状況等に即応して適切に実施することができるようになるとともに、結核予防法等による医療に関する給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会等に委託することができるようになることとするもので、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日について修正を行なった。

なお、別紙の附帯決議を行なった。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について格段の努力を払うべきである。

一、各地域における一般住民の定期検診の受診率の向上をはかり、あわせて患者、家族等の定期外検診を強化すること。

一、結核の情報の収集活用を十分に実施することにより結核の常時監視体制を確立すること。

一、幼少年層の結核発生予防にさらに一段と意を用いるとともに高年齢層については、他の成人病を含めて健康管理を積極的に進めること。

一、再発、再入院を防止するため、退院者の追跡健康管理、後保護等の措置に万全をつくすこと。

一、公衆衛生の重要性にかんがみ、その実施機関である保健所の機能を一層充実強化し、勤務職員の待遇改善に特別の配慮をすること。

一、公費負担医療と国民健康保険の医療給付との調整にあたっては、患者の一部負担を軽減するよう努力すること。

一、予防接種の事故に対する恒久的救済制度を早急に樹立すること。

右決議する。

結核予防法等の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和四十九年二月七日
内閣総理大臣 田中 角榮

結核予防法等の一部を改正する法律案
結核予防法等の一部を改正する法律

(結核予防法の一部改正)
第一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の適用事業(同法第二条第三号に規定する事業者以下「事業者」という。)の行なう事業をいう。以下同じ。」のうち、政令で定める事業(以下「事業」という。)の事業者を

「第二条第三号に規定する事業者(以下「事業者」という。)」に、「当該事業を」を「当該事業者の行う事業」に、「児童若しくは幼児」を「若しくは児童」に改め、「収容されている者」の下に「(小学校就学の始期に達しない者を除く。)」を加え、

「毎年」を「政令で定める定期において」に改め、同条第二項中「事業(国、都道府県又は保健所を

設置する市の行う事業を除く。の事業者を「事業業者(国、都道府県及び保健所を設置する市を除く。)」に改め、同条第三項中「毎年」を「政令で定める定期において」に改める。

第十三条第一項中「(同条第三項の健康診断の受診者のうち三十歳以上の者を除く。)」及び「又は疑陽性を削り、同条第二項中(第四条第三項の健康診断の対象者のうち三十歳以上の者を除く。)」及び「又は疑陽性を削り、すみやかに」を「速やかに」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「のうち、第四条第一項の健康診断の対象者以外の者を削り、毎年」を「政令で定める定期において」に、「且つ」を「かつ」に改め、

第十四条中「且つ」を「かつ」に改め、「又は疑陽性を削り、但し」を「ただし」に、「但し」を「ただし書」に改める。

第十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「又は疑陽性を削り、さらに」を「更に」に改める。

第十七条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「陽性」の下に「若しくは疑陽性」を加える。

第十八条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「又は疑陽性を削り、同条第二項中「陽性」の下に「若しくは疑陽性」を加える。

第二十八条第三項中「労働安全衛生法の適用事業で業務に従事する者」を「事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの」に改める。

第三十八条第五項中「審査委員会」の下に「国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

第五十一条第一号及び第三号中「その行う事

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 結核予防法等の一部を改正する法律案外一件

業の事業者又はその「を」事業者である都道府県又は都道府県の「に」改める。

第五十二条第一号及び第三号中「その行う事業の事業者又はその」を「事業者である市町村又は市町村の」に改める。

第五十四条の見出し中「事業主」を「事業者」に改め、同条中「事業(国、都道府県又は市町村の行う事業を除く。）」の事業者を「事業者(国、都道府県及び市町村を除く。）」に、「左に」を「次に」改める。

第五十六条第一号中「市町村の行う事業の使用」を「事業者である市町村」に改める。

第五十七条第二号中「都道府県」の行う事業の事業者を「事業者である都道府県」に改める。

第六十五条第一項中「事業(国、都道府県又は保健所を設置する市、市町村を除く。）」の事業者を「事業者(国、都道府県及び保健所を設置する市を除く。）」に、「みずから」を「自ら」に、「当該事業の事業者を」を「当該事業者」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「当つて」を「当たつて」に、「当該事業の事業主」を「当該事業者」に改める。

第六十六条第一項中「労働安全衛生法の適用事業の事業者」を「事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるものに」改め、当該事業者を「当つて」を「当たつて」に改め、同条第四項中「労働安全衛生法の適用事業で業務に従事する者」を「事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)
第二条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第十九条の五第三項中「当つて」を「当たつて」に改め、「審査委員会」の下に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定

める医療に関する審査機関を加え、「開かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に、「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。
(児童福祉法の一部改正)
第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の三第三項中「当つて」を「当たつて」に改め、「審査委員会」の下に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関を加え、「開かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に、「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。
附 則
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十九年四月五日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「第六条ノ二第一項」を「第六条第一項若しくは第二項」に、「指定を受けた者」を「規定により防空の実施に従事する者又は同法第六条ノ二第一項(旧関東防空令及び旧南洋群島防空令においてよる場合を含む。）」の指定を受けた者」に改める。
第七条第三項及び第四項中「間」を「間」に、「内において」を「内」に改める。
第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度		年	金	額
特別項	症	第一項症の年金額に一、一一一、六〇〇円以内の額を加えた額		
第一項	症		一、五八八、〇〇〇円	
第二項	症		一、二八六、〇〇〇円	
第三項	症		一、〇三三、〇〇〇円	
第四項	症		七七八、〇〇〇円	
第五項	症		六〇三、〇〇〇円	
第六項	症		四六一、〇〇〇円	
第一項	症		四二九、〇〇〇円	
第二項	症		三九七、〇〇〇円	
第三項	症		三〇二、〇〇〇円	
第四項	症		一三八、〇〇〇円	
第五項	症		二〇六、〇〇〇円	
第八條第二項中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に、「一万九千二百円」を「二万四千円」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「四万二千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。				
不具廃疾の程度		金	額	
第一項	症	一、六八九、〇〇〇円		
第二項	症	一、四〇一、〇〇〇円		
第三項	症	一、二〇二、〇〇〇円		
第四項	症	九八八、〇〇〇円		
第五項	症	七九二、〇〇〇円		

第二十六条第一項中「九千六百円」を「一万二千元」に改め、同項第二号中「二十九万六千六百円」を「三十六万六千六百円」に改める。

第三十二条第三項第一号中「九千六百円」を「一万二千元」に改め、同項第二号及び第三号中「七千二百円」を「九千円」に改める。

第三十七条第一項中「第三十四条第三項の規定の適用により支給する弔慰金にあつては、一人につき三万円」を削る。

第三十九条の五中「第三十九条の二第二項第一号及び第二号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては及び」とし、同項第三号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては七万円を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「二万四千六百七十円」を「三万五千五百五十円」に、「二万五千四百七十円」を「三万一千五百五十円」に、「二万六千二百七十円」を「三万二千五百五十円」に改める。

第十六条第一項中「一万六千円」を「二万二千元」に、「但し」を「ただし」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「九千六百円」を「一万二千元」に、「二万八千八百円」を「四万二千元」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項を附則第十四項とし、附則第十

項の次に次の三項を加える。

11 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十四号)による遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第二項第四号の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

12 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十一月一日とする。

13 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、第三条第二項に規定する者とみなす。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第六条ノ二第一項」を「第六条第一項若しくは第二項」に、「指定を受けた者」を「規定により防空の実施に従事する者又は同法第六条ノ二第一項(旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてする場合を含む。)の指定を受けた者」に改める。

第四条第二項中「規定する第一目症又は第二目症に相当する」を「定める」に改める。

第十五条第三項中「審査委員会」の下に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他の政令で定める医療に関する審査機関」を加え、

「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

第十八条第二項中「六千三百円」を「八千円」に改める。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に、「一万六千円」を「二万二千元」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

14 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十四号)による遺族援護法第七条の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十三年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」とする。

16 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者

遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十四号)による遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第二項第四号の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者(同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していると認めるならば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。)は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和四十九年九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」とする。

16 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

17 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者(同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする同条第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの(以下この項において「父母等」という。)は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫(当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかつた父母等が同年十月一日に

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 結核予防法等の一部を改正する法律案外一件

おいてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。がいた父母等については、この限りでない。

18 前項の場合には、第三條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」と読み替へるものとする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則 第八條第四項中「九千六百円」を「一万二千円」に、「七千二百円」を「九千円」に改める。

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二條中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定並びに第五條中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の規定並びにこの法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

12 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法第二條第三項第七号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第六項及び第七項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第二十三條第二項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第七條第九項	昭和四十六年十月一日	昭和四十九年十月一日
第十三條第一項第三号	昭和三十四年十二月三十一日	昭和四十九年九月三十日
第十一條第三号	昭和三十四年九月三十日	昭和四十九年九月三十日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十條第三項	昭和四十六年十月一日	昭和四十九年十月一日
第十三條第一項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和三十七年三月三十一日	昭和四十九年九月三十日
第三十八條第二号	昭和三十七年四月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和三十七年四月一日	昭和四十九年十月一日
第三十八條第三号	昭和三十七年四月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十九年十月二日
第三十六條第二項	昭和二十七年四月二日	昭和四十九年十月二日
第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十九年十月二日
第三十九條の四第二項	昭和四十五年十月一日	昭和四十九年十月一日
第三十九條の六	昭和四十五年十月一日	昭和四十九年十月一日
第三十九條の六第二項	同日	昭和四十九年十月一日

この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八條第二項の規定に基づき昭和四十九年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八條第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

○山崎昇君 だいたい議題となりました二法案に

ついて、委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、結核予防法等の一部を改正する法律案は、近年、結核医療の進歩等によって、結核患者が減少し、特に年少者に對しては、健康診断による患者の発見率が著しく低下している反面、年少

者に対する健康診断の際のエックス線被曝による影響を配慮する必要があることにかんがみて、第一に、義務教育終了前の年少者に対して、学校、幼稚園等の施設で行なっている健康診断の回数を、毎年一回から、政令で定める定期のみに行なうよう改めることとするほか、予防接種について、もつベルクリン反応が陰性の者だけに限るよう改めること。第二に、小学校就学の始期に達しない者に対して市町村長が毎年行なっているもつベルクリン反応検査を政令で定める定期のみに行なうこととし、予防接種についても、もつベルクリン反応が陰性である者に対してだけ定期に行なうよう改めること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を行ない、質疑を終了いたしましたところ、本法案の施行期日である昭和四十九年四月一日がすでに経過しておりますので、これを公布の日とする修正案が自民党から提出されました。

採決の結果、多数をもって原案を修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、一般住民の検診を強化すること。結核の常時監視体制を確立すること。退院者の追跡健康管理、後援等の措置に万全を尽くすこと。予防接種事故に対する救済制度を早急に樹立すること等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することと決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のはか、関連する五法律の改正案であります。

改正の第一は、障害年金、遺族年金及び遺族給付金等の額を恩給法に準じて二・三・八の引き上げ、あわせて、旧防空法の規定により防空業務に従事中にかつた傷病によって障害者となつた者またはこれにより死亡した者の遺族に対して、障害年金、遺族給付金等を新たに支給すること。

第二は、旧防空法の規定により防空業務に従事中に傷病にかかり、現に第五款症以上の障害がある者及び旧軍人または準軍人で公務上傷病にかかり、現に第三目症または第四目症の障害がある者に対して、戦傷病者手帳の交付、長期入院患者に支給する療養手当の月額を増額等を行なうこと。

第三に、満洲事変以後日華事変以前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の妻及び父母等、また、日華事変中の本邦等における勤務関連傷病により、遺族年金、障害年金等を受けることとなつた戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に對し、それぞれ新たに特別給付金を支給すること等でありま。

なお、衆議院において施行期日の一部について修正が行なわれております。慎重に審議を行ない、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般戦災者に対し、援護の検討を目的として実態調査を行ない当時の救済状況を明らかにすること、最近の急激な物価上昇及び国民の生活水準の向上に見合う年金額等の水準引き上げにつとめること、戦没者等の遺骨収集を積極的に推進すること等の諸点を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することと決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。まず、結核予防法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三三君) 過半数と認められます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 次は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 日程第五 中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長寺本広作君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業庁設置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年四月二十六日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

中小企業庁設置法の一部を改正する法律案

中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する法律案

第三号の二の次に「左の通り」を「のほかに、次のとおり」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

第三号の二の次に改め、同項第六号中「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、中小企業に関する他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

第四号第一項中「左の二部」を「次の三部」に、「指導部」を「指導部」に改め、同条第二項に項番号を付し、同項中「前条第一項第一号及び第三号」を「前条第一項第一号及び第三号」とし、「並びに同条第一項第八号」を「同条第一項第一号及び第三号の二に規定する事務のうち小規模企業部の所掌に属するもの以外のもの並びに同項第八号」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改めること。

3 計画部においては、前条第一項第四号、第四号の二、第四号の三、第四号の三、第四号の四及び第五号の三、第七号の三、第七号の五及び第七号の六に規定する事務、同項第八号に規定する事務のうち金融制度及び税制に関すること並びに同条第五項から第七項までに規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外のものを加える。

4 指導部においては、前条第一項第二号、第二号の二及び第九号並びに同条第六号及び第九号までに規定する事務のうち小規模企業部の所掌に属するもの以外のものを加える。

7 第四号に次の一号を加える。

5 小規模企業部においては、前条第一項第二号

の三、第四号の二の二、第四号の三の二、第七号の二及び第七号の四に規定する事務、同項第一号及び第三号の二に規定する事務のうち中小小売商業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規模企業に関する事務のうち同項第六号から第七号までに規定する事務のうち中小小売商業及び中小サービス業に関するものを加える。

この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附則

〔寺本広作君登壇 拍手〕

○寺本広作君 ただいま議題となりました中小企業庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は、小規模企業に関する行政をより一そう強力に推進するため、中小企業庁の内部部局として小規模企業部を新設するとともに、同庁の所掌事務の整備をはかることとするものであります。

委員会におきましては、小規模企業部設置の経緯、中小企業庁を省に昇格する問題、中小企業部の管掌分野の確保に関する問題、中小企業に対する金融対策等のほか、中小零細企業に関する各般の施策について質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終り、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

黒柳 明君

原田 立君

中尾 辰義君

宮崎 正義君

高山 恒雄君

多田 省吾君

村尾 重雄君

中村 登美君

橋本 繁蔵君

橋本 繁蔵君

山本 敬三郎君

嶋崎 均君

二木 謙吾君

高橋 雄之助君

温水 三郎君

大森 久司君

木内 四郎君

杉原 荒太君

楠 正俊君

山本 茂一郎君

古賀 雷四郎君

河本 嘉久蔵君

川野 静君

安田 隆明君

佐藤 隆君

原 文兵衛君

藤田 正明君

岩動 道行君

平泉 涉君

増原 恵吉君

柴田 栄君

安井 謙君

堀本 宜実君

堀本 信一君

西田 英夫君

田 哲君

上田 重次君

星野 旦君

前川 悠紀夫君

林田 善太郎君

杉山 美子君

田中 寿美子君

久保 田藤君

柏原 ヤス君

中沢 伊登子君

鈴木 一弘君

中村 利次君

山田 徹一君

小平 芳彦君

寺下 護蔵君

細川 護蔵君

中村 禎二君

増田 盛君

橋本 芳文君

岡本 悟君

山内 一郎君

鹿島 俊雄君

植木 光教君

新谷 貢三郎君

高橋 文五郎君

柳田 桃太郎君

志村 愛子君

黒住 忠行君

金井 元彦君

今泉 正二君

世耕 政隆君

竹内 藤男君

佐田 一郎君

木村 隆男君

内藤 三郎君

鍋島 直昭君

小笠 公昭君

那 祐一君

後藤 義隆君

堀見 俊二君

吉武 恵市君

長屋 茂君

堀木 又三君

工藤 良平君

戸田 菊雄君

佐藤 一郎君

西村 久保光君

野々山 三三君

宮崎 正雄君

寺本 広作君

伊藤 五郎君

徳木 正利君

阿貝 登君

山下 春江君

伊藤 五郎君

山下 春江君

阿貝 登君

徳木 正利君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

八木 一郎君

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 議長の報告事項

六
一
六

羽生	三七君	加藤シヅエ君
藤原	道子君	中村波男君
松永	忠二君	片岡勝治君
辻	一彦君	佐々木静子君
須原	昭二君	沓脱タケ子君
小谷	守君	神沢 淨君
鈴木美枝子君		宮之原貞光君
加藤 進君		川村 清一君
小野 明君		山崎 昇君
星野 力君		塚田 大願君
林 虎雄君		松本 賢一君
矢山 有作君		須藤 五郎君
竹田 現照君		占部 秀男君
大矢 正君		藤田 進君
沢田 政治君		村田 秀三君
田中 一君		足鹿 覺君
加瀬 完君		秋山 長造君
野坂 参三君		春日 正一君
國務大臣		
外務大臣	大平 正芳君	
厚生大臣	齋藤 邦吉君	
通商産業大臣	中曾根 康弘君	
労働大臣	長谷川 峻君	
自治大臣	町村 金五君	

議長の報告事項

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

[illegible]

名した。

[illegible]

地方交付税法の一部を改正する法律

運輸省設置法の一部を改正する法律
 漁業災害補償法の一部を改正する法律
 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律
 沿岸漁場整備開発法
 同日内閣から、社会保険制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和四十八年度社会保険制度審議会報告書を受領した。
 云々
 昭和十一年議長において、左の常任委員の辞任を可とした。

内閣委員 商工委員 運輸委員 建設委員 決算委員 議院運営委員	岡本 悟君 竹内 藤男君 渡辺 太郎君 鬼丸 勝之君 田中 茂穂君 寺下 岩蔵君
内閣委員 商工委員 運輸委員 建設委員 決算委員 議院運営委員	渡辺 太郎君 鬼丸 勝之君 岡本 悟君 竹内 藤男君 寺下 岩蔵君 田中 茂穂君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指定した。

内閣委員 商工委員 運輸委員 建設委員 決算委員 議院運営委員	秋山 長造 松永 忠二 塚田 大願 一、派遣地 静岡県 一、期間 五月十四日一日間 一、費用 概算 四三、〇〇〇円 右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。 昭和四十九年五月十一日 参議院議長 河野 謙三殿 災害対策特別委員長 秋山 長造 昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を可した。
内閣委員 地方行政委員	渡辺 太郎君 長屋 茂君 鈴木 強君 中村 利次君 加瀬 完君

法務委員

外務委員	増原 恵吉君
同	波谷 邦彦君
同	栗林 卓司君
大蔵委員	嶋崎 均君
同	田中寿美子君
同	辻 一彦君
文教委員	萩原幽香子君
同	金井 元彦君
同	安永 英雄君
同	小谷 守君
社会労働委員	沢田 実君
農林水産委員	阿本 悟君
運輸委員	岩本 政一君
同	松平 勇雄君
同	田渕 哲也君
建設委員	寺下 岩藏君
予算委員	沢田 実君
同	内田 芳平君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指定した。	内田 善利君
内閣委員	岡本 悟君
同	松平 勇雄君
同	辻 一彦君
同	田渕 哲也君
地方行政委員	安永 英雄君
法務委員	増原 恵吉君
外務委員	吉武 恵市君
同	沢田 実君
同	萩原幽香子君
同	金井 元彦君
大蔵委員	小谷 守君
同	鈴木 強君
同	栗林 卓司君
同	嶋崎 均君
同	加瀬 完君
文教委員	田中寿美子君
同	波谷 邦彦君
社会労働委員	渡辺 太郎君
農林水産委員	寺下 岩藏君
運輸委員	長屋 茂君
同	中村 利次君
建設委員	岩本 政一君
予算委員	錦出 一弘君
同	堀田 啓典君
議院運営委員	沢田 実君

十四日議長において、左の常任委員の辞任を許した。

昭和四十九年五月十五日 参議院会議録第二十二号 議長の報告事項

[illegible]

昭和四十九年五月十五日 参議院會議録第二十一号 議長の報告事項

六一八

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本国有林労働組合関係「日給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全林野労働組合関係「月給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全林野労働組合関係「日給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全印刷局労働組合関係）
同日内閣から、左の議案につき委員会審査省略要求書が提出された。
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全通信用労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全林野労働組合関係「日給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全通信用労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本国有林労働組合関係「月給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本国有林労働組合関係「日給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全印刷局労働組合関係）
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
文教委員会に付託
雇用保険法案
雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
工業再配置・産地地域振興公団法の一部を改正する法律案（第七十一回国会開法第五十六号）
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（第七十一回国会開法第七十六号）

法律案（第七十一回国会開法第七十六号）
建設委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（鉄道労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全通信用労働組合関係）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本国有林労働組合関係「日給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本国有林労働組合関係「月給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全印刷局労働組合関係）
同日衆議院から、左の報告書が提出された。
消防法の一部を改正する法律案可決報告書
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
結核予防法等の一部を改正する法律案修正議決報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書
中小企業庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（日本国有林労働組合関係「日給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全林野労働組合関係「月給制」）
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（全印刷局労働組合関係）
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(配達料込)
発行所
東京都港区赤坂見附二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)